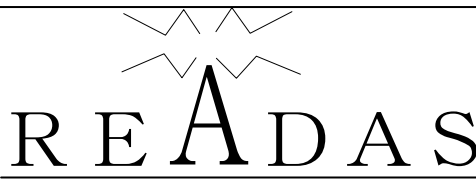


第 5489 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 6月15日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 役員変更登記

**Q**：役員変更はいつまでにしなければならないのですか？しなかった場合はどうなりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

役員任期は原則として2年、非公開会社（株式譲渡制限会社）については定款を変更することによって10年に延長することができることとなっています。

役員任期が満了になった場合は、改選の場合はもちろん、再任する場合であっても役員の変更登記をしなければなりません。

変更登記の申請は、変更になったとき（株主総会等の決議）から2週間以内となっていますので、忘れないようにしなければなりません。

登記を忘れますと、裁判所から遅延に対する過料の通知が送られてきますが、結構な額（100万円以下）ですので、注意してください。

変更登記は、法務局に変更登記申請書や株主総会議事録等（新任役員がいる場合はその役員の住民票記載事項証明書や運転免許証などの本人確認証明書が必要）を提出して行います。

この場合には、登録免許税が1万円（資本金1億円超の法人は3万円）がかかります。

